

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公告します。

令和 5 年 8 月 9 日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱田 彰

粕屋町児童家庭相談システム導入及び保守業務について

下記のとおり、公募型プロポーザル方式により提案参加者を募り業者を選定します。

1. 概要

(1) 発注する業務名

粕屋町児童家庭相談システム導入及び保守業務

(2) 業務内容

- ・児童家庭相談システムの構築
- ・システム操作に関する研修の実施
- ・導入後のシステムの運用サポート及び保守

(3) 履行期限

構築・仮稼働：契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで

本稼働・保守：令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）

2. 提案資格

本件に参加する者の提案資格は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 粕屋町指名停止等措置要綱(平成 13 年粕屋町要綱第 5 号)及び粕屋町暴力団排除条例(平成 22 年粕屋町条例第 11 号)の規定による指名停止措置の期間中(プロポーザル参加表明書の提出期限から受託候補者の特定の日までとする。)でない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申

立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事に係る有資格業者にあつては、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、本町の入札参加資格審査申請書を再度提出し、町の審査を経て有資格業者として認定され、粕屋町競争入札参加資格者名簿に登録された者に限る。)を除く。)であること。

- (4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税、都道府県税、市町村税を滞納していない者であること。

### 3. 受託者を特定するための評価基準、評価の方法及び選定の方法

#### (1) 評価基準

評価項目及び配点は次のとおりとします。

評価項目			配点
技術点	提案書	会社概要等	75点
		システム機能	
		セキュリティ	
		保守・運用	
	機能要件書	機能要件評価	
価格点	見積書		25点
合計			100点

#### (2) 評価の方法及び選定の方法

参加希望者に対し、粕屋町児童家庭相談システム導入及び保守業務公募型プロポーザル方式により、「提案書」及び必要となる費用の見積額を記載した「見積書」の提出を求め、提案書の内容及び経費等を客観的かつ総合的に評価して得られた総合評価点数の最も高い者を受託者として特定し、本町と契約条件に関する協議を行います。

### 4. 担当課

住民福祉部子ども未来課

5. 募集要項の交付期間及び方法

- (1) 交付期間 令和5年8月9日(水)～令和5年8月28日(月)17時まで
- (2) 交付方法 町ホームページよりダウンロードして下さい。

6. 参加表明書の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和5年8月9日(水)～令和5年8月28日(月)17時まで(必着)
- (2) 提出場所 かすやこども館  
(〒811-2309 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目6番2号)
- (3) 提出方法 粕屋町プロポーザル方式実施要綱(以下、「町要綱」という。)様式第1号に記載の上、窓口持参又は郵送により提出して下さい。

7. 提案資格確認結果の通知

(1) 提案資格確認結果の通知

参加表明書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及び理由を書面にて通知します。

ア. 通知期限 令和5年9月1日(金)17時まで通知します。

イ. 通知方法 郵送(原本)及び電子メール(写し)にて通知します。

ウ. その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた参加表明者は、町要綱第13条第3項の規定により、書面を受けとった日から7日以内に、町長に対して書面によりその理由について説明を求めることができます。

8. 提案書・機能要件書の記載方法

(1) 提案書の記載方法

提案書は、所定の町要綱書式第15条様式第4号を提出した上で、以下の事項に留意しながら作成をお願いします。

ア. 提案書の用紙サイズは、原則A4版縦、横書きとして製本して下さい。必要に応じてA3版を使用しても差し支えありませんが、必ず折込みとして下さい。

イ. 提案書の表紙には、タイトル「粕屋町児童家庭相談システム導入及び保守業務提案書」、提案年月日、会社名を記載して下さい。

ウ. 使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上(図表内等は除く。)でカラー印刷したものを提出して下さい。

エ. 提案書の提出期限以降の資料修正や追加提案は受理しません。

オ. 提案書は、下記の項目番号に基づき、記載をお願いします。

カ. 正本1部（表紙に会社名、押印）、副本9部（表紙に会社名）の提出をお願いします。

番号	大項目	小項目	記載すべき事項
1	会社概要等	会社概要・導入実績・実施体制	会社概要（会社名、代表者名、本社所在地、会社設立日、資本金、事業内容、従業員数など）、また、業務を担当する営業所などの概要、システム開発者の概要を記載すること。同種の業務実績、参考実績の記載。業務を実施するにあたっての基本コンセプトや業務工夫を記載すること。本業務における統括責任者及び業務担当者、経歴等。稼働開始までのスケジュール案を記載すること。
2	システム機能	システム環境	OS やブラウザ等、稼働条件がある場合は記載すること。システム構築及び業務運用に必要な機器・ソフトウェアがある場合は内容を記載すること。
		システム機能及び概要	提案する児童家庭相談システムの全体機能について記載すること。
		システムの拡張性	システム改修や他システムの連携に対する考え方を記載すること。
3	セキュリティ	認証・認定資格者等の状況	プライバシーマーク等の取得の有無を記載すること。取得がある場合、登録証等の写しを提出すること。
		セキュリティ担保について	システム機能におけるセキュリティ対策の内容を記載すること。 個人情報保護対策について配慮がなされているか記載すること。
4	保守・運用	障害対応	障害発生時の対応について、受付時間、復旧方法、復旧時間、機器の障害探知から復旧までの体制について記載すること。
		保守サポート	問い合わせ窓口を設置する等、円滑にサポートを行うための体制について記載すること。その他の保守サポートに関する提案について記載すること。

		バージョンアップ・機能改善	バージョンアップ等による機能改善の方針、頻度を記載すること。
		研修	研修計画を記載し、研修マニュアル案を提案すること。
5	国の動向	こども家庭庁に向けての対応方針	創設されたこども家庭庁に向けた取り組みについて記載すること。
		標準準拠システムへの対応方針	国が示す標準準拠貴システムへの将来的な移行についての対応方針について記載すること。

(2) 機能要件書の記載方法

- ア. 所定の児童家庭相談システム機能要件書を使用すること。
- イ. 機能要件書に記載ある項目について、対応可否を記入すること。
- ウ. 代替案も含め、可能な限り要件を満たすことができるよう記載すること。
- エ. 機能要件については、システム導入時点で実装できる機能のみ記載すること。

9. 提案書・機能要件書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和5年9月15日(金)17時まで(必着)
- (2) 提出場所 かすやこども館  
(〒811-2309 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目6番2号)
- (3) 提出方法 窓口持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便に限る。) 期限までに到着するようにして下さい。
- (4) その他
  - ア. 提出された提案書類等の返却はありません。
  - イ. 提案書に記載した配置予定の技術者(資格者等)は、死亡や病気など、特段の理由がない限り、変更することはできません。
  - ウ. 提案書の提出は、1社につき、1案とします。
  - エ. 本町の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
  - オ. 提案内容の変更は認められません。

10. 提案限度価格

¥18,484,400円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

## 11. 見積書の提出方法

### (1) 見積書及び内訳書の記載方法

ア. 見積書は、町要綱様式第 5 号、内訳書は様式第 6 号により作成して下さい。

イ. 封筒は任意で構いませんが、封入・封緘し、提案書と同一で提出をお願いします。

## 12. 契約書作成の要否

必要となります。

## 13. 募集要項等に対する質問及び方法

### (1) 参加に対する質問

前記 5 の期間において、電話及びメールにて受け付け、回答します。

### (2) 内容に関する質問

ア. 質問期間 (提案資格確認日) ~令和 5 年 9 月 6 日(水)17 時まで

イ. 受付方法 町要綱様式第 8 号に記載の上、電子メールにて受付し、令和 5 年 9 月 8 日(金)17 時までに町ホームページにて回答します。

## 14. プレゼンテーション・デモンストレーションの実施

プレゼンテーション・デモンストレーション審査を行います。実施内容等につきましては、募集要項にてご確認ください。

## 15. その他

(1) 提案書、見積書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担となります。

(2) 提出された参加表明書及び提案書、見積書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用することはありません。

(3) 手続きにおいて使用する言語と通貨は次のとおりです。

ア. 言語 日本語

イ. 通貨 日本国通貨

## 16. 問い合わせ先

〒811-2309 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 6 番 2 号

粕屋町役場 住民福祉部 子ども未来課 子育て支援係 (かすやこども館)

担当 安藤、福地

TEL 092-410-2230 / FAX 092-939-4029

E-mail : kodomirai@town.kasuya.fukuoka.jp